

第 4 6 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を公開及び一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年10月13日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

①文科省、2023年 3月下旬教育委員会へ 教育実習生ハラスメント防止を改めて通知（以下「本件請求内容①」という。）

②上記の通知を受け、教育委員会が学校へ指導通知等をされた内容、文書について（以下「本件請求内容②」という。）

③①を受けて、および市教委の対応について（以下「本件請求内容③」という。）

④文科省「働き方改革での通知や調査（2023年 8月以降） なければ近々のもの（以下「本件請求内容④」という。）

⑤市教委の対応について（各学校への通知など） なければ近々のもの（以下「本件請求内容⑤」という。）

2 同月26日、実施機関は、次に掲げる行政文書を特定し、本件請求内容④に対して公開決定（以下「本件処分①」という。）を行ったほか、本件請求内容⑤に対して一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和 5年 8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和 5年 8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（以下「本件対象文書②」という。）

3 なお、実施機関は、本件処分①に対して本件対象文書①を特定し、本件処分②に対して本件対象文書②を特定している。

4 同年11月 1日、審査請求人は、本件処分①及び②（以下「本件各処分」という。）を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件各処分のほかに、本件請求内容①について一部公開決定を行い、本件請求内容②及び③について非公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件各処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 本件処分②に係る決定通知書によると、実施機関は本件処分②において行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

該当の行政文書には、アクセスが市内に限定されているHPのURLや対象者を限定したドメインのパスワードが記載されており、公にすることにより、業務の遂行に支障をきたすと認められるため条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件請求内容④に関連するものとして本件対象文書①を特定した。本件対象文書①を受けた所管課は対応として、本件対象文書②を各市立学校園宛て通知した。これが本件請求内容⑤に該当する文書である。本件請求内容④、⑤に関連するものとして特定した文書名は同じであるが、本件対象文書①は文部科学省より通知を受けた文書である事に対して、本件対象文書②は新しい学校づくり推進部主幹（学校における働き方改革）名義で、各市立学校園向けに発出した文書であり、発出用に編纂がされた行政文書である。よって別々に処理を実施した。このことから公開決定通知書等が誤りでない事は明らかである。

(2) その他審査請求人の主張について

本件対象文書①及び②（以下「本件各対象文書」という。）については令和 5年10月26日に決定し、市政情報室に持ち込みをした。

審査請求人は、「資料 4(公開決定)、資料 5(一部公開)、行政文書の名称欄にある、文書名は同じにしか見えない。一緒である。この段階で、公開決定通知書等に誤りがあるといえる。処分の内容の誤りがあるということである。」旨主張する。

しかしながら、同じ文書名であるという事実と処分の内容に誤りがある事は直接的に関係がない。また、文書を比較した際、発出名の違い等を確認できる事からも、審査請求人が主張することは確認不足にすぎず、全く

事実がない。

- (3) また「審査請求人は、資料 6が、請求人の求める（資料 1）内容の⑤市教委の対応について（各学校への通知など）という判断はできない。資料 ⑤、以外のものを（存在しているということ）求めるものである。」旨主張するが、提示した文書の他には存在しない。存在しているということで請求があるが、根拠に基づくものではなく、審査請求人の推測による請求の為、合理的なものではない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求内容⑤について、公開されている文書のなかにはないということ窓口の職員に伝えると、「教職員課…」といわれたので対応を待った後、問い合わせをされた職員の説明は、処分庁から文書はないので非公開ということであるとのことだったので、口頭で非公開ということはおかしい、と伝えた。
- (2) 非公開とは処分であるから口頭で伝えるものではない。ないなら非公開処分を文書で、ということ窓口職員に伝えた。口頭での非公開を正式な「非公開処分」と成立しているのか不明である。現時点では、本件請求内容⑤の非公開が正式な処分である状態であるから、取り消しを求めるものである。
- (3) 本件請求内容⑤について、各学校への通知など、対応について何もなかったとは考えにくい。もし何もしなかったというなら、文科省の取り組みに対して、言い方は悪いが、聞き流しをした。もしくは、重要視しなかったということである。考えにくい、実施機関の見解説明を求めるものである。
- (4) 担当課としての文科省からの事務連絡に対する、取り組みに対して、どのように扱うのか、どのような方向性で対応するのか等の、方向性、指針が、あったといえる。窓口職員から、学校推進室が取りまとめということであったが、本件に関してどのように関係しているかの説明を求めたい。

- (5) 本件各処分通知、行政文書の名称欄にある、文書名は、同じにしか見えない。一緒である。この段階で、公開決定通知書等に誤りがあるといえる。処分内容の誤りがあるということである。
- (6) 審査請求人は、本件対象文書②が、請求人の求める（資料）内容の⑤市教委の対応について（各学校への通知など）という判断はできない。資料5、以外のものを、（存在しているということ）で求めるものである。
- (7) 実施機関の弁明において、12月25日付、審査請求書（補正）における、審査請求の理由経過（追記）に記載されていることに対しての、弁明がなされていない。当初の審査請求2023年10月31日付、の、審査請求の理由、経過に対する（補正にある内容と重複はしているが）、弁明もなされていないといえる。
- (8) 弁明書の、3枚目、下段、「確認不足にすぎず、全く事実がない。」という主張である。一方的に、審査請求人の、確認不足扱いである。「確認不足に過ぎないとは」、具体的には、どのようなことをさすのかの、説明を求める。仮に確認不足と理解されているとしたら、その理解不足に対して、説明納得をさせる義務・責任が、実施機関にあったのではないかといえる。

第5 審査会の判断

1 争点

以下の3点が争点となっている。

- (1) 職員による口頭での説明が処分であるとする審査請求人の主張が妥当であるか否か。（以下「争点①」という。）
- (2) 決定通知書における行政文書の名称が同一である本件各処分が妥当であるか否か。（以下「争点②」という。）
- (3) 本件各対象文書のみを特定して行った本件各処分が妥当であるか否か。（以下「争点③」という。）

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が

全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各処分の妥当性について

(1) 本件各対象文書は、教員の働き方改革に関して、令和 5年 8月28日付けで文部科学省から実施機関に対応を依頼する文書及び、依頼を受けて実施機関が対応をした内容がわかる文書であると解される。実施機関は文部科学省からの通知として本件対象文書①を、本件対象文書①への対応として各市立学校宛てに送付した本件対象文書②をそれぞれ特定し、所管する課（以下「本件所管課」という。）によって本件各処分を行った。

(2) 争点①について

ア 審査請求人は上記第 4の 2(1) 及び(2) において、本件各対象文書の交付を受ける際に、市民情報センターにおいて職員から、実施機関内の本件所管課ではない課において文書が存在しない旨の説明を受けたことについて、口頭での説明は非公開決定処分であると主張し、当該処分の取り消しを求めているものと伺われる。

イ 条例第10条第 1項において、行政文書の全部又は一部を公開するときは書面により通知しなければならないとされているところ、実施機関は本件公開請求に対して同項に基づき本件各処分を行い、その旨を審査請求人に通知したうえで本件各対象文書を交付していることからすると、上記アにおける職員の口頭での説明は処分とはいえ、審査請求人の主張は妥当であるとはいえない。

(3) 争点②について

ア 審査請求人は本件各処分に係る決定通知書に記載された行政文書の名称が同一であることから本件各処分に誤りがあるものと主張していることが伺われる。

イ 行政文書公開決定通知書の記入に関しては、行政文書公開事務取扱要綱（平成12年 9月29日付け市民経済局長決裁）第 4の 6(1) において、「行政文書の名称」欄には公開請求の対象となった行政文書の名称を正確に記入することとされている。当審査会で確認したところ、本件各処分通知には本件各対象文書の名称が正確に記載されており、本件各対象文書は名称が同一であるが発出元や内容が異なる行政文書であったこと

から、実施機関の決定は妥当である。

(4) 争点③について

ア 審査請求人は上記第 4の 2(4) のとおり、本件対象文書②以外に、本件対象文書①に対する実施機関の対応方針等に関する文書が存在しているものと主張する。

イ しかしながら、本件対象文書②が令和 5年 9月 8日の文部科学省から実施機関宛ての通知を受け同月22日に通知されたものであり、本件対象文書①が通知された事実及び本件対象文書①の中で示された資料一式の参照方法が記載されたものであることからすると、本件公開請求日時点において本件対象文書①に対応するための方針を立てた文書を作成していないとする実施機関の主張は特段不合理であるとはいえない。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記 3において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年12月28日	諮問書の受理
令和 6年 2月 5日	弁明書の写しの受理
3月 8日	反論意見書の受理
令和 7年 3月21日 (第82回第 1小委員会)	調査審議
4月21日 (第83回第 1小委員会)	調査審議
5月22日 (第84回第 1小委員会)	調査審議
6月26日 (第85回第 1小委員会)	調査審議
7月 7日	答申

第 7 手続に関する付言

本件各処分 の 妥 当 性 について、当 審 査 会 は 答 申 に 至 る 手 続 と し て 条 例 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り、審 査 請 求 に 係 る 事 件 に 関 し 必 要 な 調 査（以 下「本 件 調 査」とい う。）を、以 下 の と お り 実 施 し た。

1 令 和 7 年 5 月 26 日 付 け「名 古 屋 市 情 報 公 開 条 例 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 調 査 に つ い て」と題 し、審 査 請 求 人 に 対 し、令 和 7 年 6 月 16 日 まで の 意 見 書 及 び 資 料 の 提 出 を 求 め た。

※ 審 査 請 求 人 が、多 数 の 審 査 請 求 を 行 っ て お り、審 査 が 長 期 化 し て い る と こ ろ、迅 速 かつ 効 率 的 な 審 理 ・ 審 査 を 行 う た め、類 似 事 案 を 整 理 し た 上 で、4 つ の 設 問 を 調 査 項 目 と し て、審 査 請 求 人 の 意 見 書 及 び 資 料 の 提 出 を 求 め た も の で あ る。

2 令 和 7 年 6 月 2 日、審 査 請 求 人 か ら 当 審 査 会 に 対 し、本 件 調 査 の 回 答 と し て 意 見 書 の 提 出 が あ っ た。

3 同 月 26 日、審 査 会 は、上 記 2 の 意 見 書 を 踏 ま え、本 件 審 査 請 求 に つ い て 改 め て 調 査 審 議 を 行 い 結 論 を ま と め た。

よ っ て、審 査 会 は、本 件 審 査 請 求 に 対 し て 審 査 請 求 人 か ら 申 出 の あ っ た 条 例 第 26 条 第 1 項 に 定 め る 口 頭 意 見 陳 述 に つ い て、意 見 書 の 提 出 に よ り 争 点 に 係 る 審 査 請 求 人 の 主 張 を 述 べ る 機 会 は 十 分 与 え ら れ た も の と し、口 頭 意 見 陳 述 の 実 施 は 審 査 会 の 結 論 に 影 響 を 及 ぼ す も の で は な い こ と か ら 条 例 第 26 条 第 1 項 た だ し 書 に よ り、そ の 必 要 が な い と 判 断 す る。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

委 員 小 川 淳、委 員 平 林 美 紀、委 員 米 澤 孝 充